重要事項説明書

１．事業の目的および運営の方針

１）指定居宅介護支援事業所 NPO 法人ワーカーズ一心（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために人員および運営管理に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態、要支援状態にある利用者やその家族に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とします。

２）運営方針

①事業者は、要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、能力に応じ、自立した日常生活を営む事が出来るよう支援し適切なサービスの提供に努めます。

②利用者に対し、常に地域の医療・保健・福祉のフォーマルな社会資源もしくはボランティア団体・家族会などのインフォーマルな社会資源に関する最新の情報の提供に努めます。

③事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏することがないよう、公正中立に行います。

④職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

⑤事業者は事業の運営に当たっては、市町村、介護保険法第 115 条の 46 に規定する地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所等との連携に努めます。

３）ご利用者自身によるサービスの選択と同意

①ご利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービスの内容、利用料等の情報を、下記の通り適正にご利用者またはご家族に対して提供するものとします。

・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予めご利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事ができること、ご利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由を求めることができることを説明します。

・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、ご利用者の選択を求めることなく同一の事業主体の身による居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。

・当事業所がケアプランに位置付けている訪問介護、通所介護、地域密着

型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は「別紙」の通りです。

・居宅サービス計画等の原案計画位置付けた指定居宅サービス等について、

指定居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議を開催、またはやむをえない事由で開催ができない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、

ご利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。

②主治の医師等が、一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した場合、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った支援を実施いたします。具体的には、ご利用者またはそのご家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、ご利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握を実施ます。その際にご利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々の状態に即したサービス提供の調整等を行います。

２．　提供するサービスの内容

１）事業者は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。

２）事業者は、複数のサービス提供事業所等の紹介を求めることができる旨を、ご本人またはご家族（代理人）に十分説明し理解を得ます。

３）事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画に実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整等行います。

４）前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。

５）要介護認定等の申請（更新を含む）代行を行います。

３．担当の介護支援専門員等

１）担当する居宅介護支援専門員及び管理者は次のとおりです。サービスについてご相談や不満がある場合には、どんな事でもお寄せください。

２）担当する居宅介護支援専門員を事業者側の事情により変更する場合には、

あらかじめ利用者と協議します。

居宅介護支援専門員　氏　　名

連絡先(電話)　０４６７－８４－０６５１

管　理　者　　氏　　名　　寺井　玲子

連絡先(電話)　０４６７－８４－０６５１

４．市町村への届出

この居宅介護支援のサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続きは上記の居宅介護支援専門員にご相談ください。

５．キャンセル等

１）利用者がこの居宅介護支援にかかる訪問調査、居宅サービス契約の作成等のサービス提供をキャンセルし、又は中断する場合は、事前に次の連絡先（又は前記の介護支援専門員等の連絡先）までご連絡ください。

連絡先（電話）　０４６７－８４－０６５１

２）居宅サービス計画の変更、事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに上記の連絡先までご連絡ください。

３）サービス提供のキャンセル又は契約の解約の場合にも、キャンセル料等は必要ありません。

６．事業所の概要

（１）居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事　業　所　名	NPO 法人ワーカーズ一心
所　　在　　地	茅ヶ崎市十間坂２丁目２番地３３号
事業所指定番号	第１４７２４００６８６
管理者・連絡先	寺井　玲子　　０４６７－８４－０６５１
サービス提供地域	茅ヶ崎市

（2）当法人の併せて実施する事業

種 類	事 業 所 名	事 業 所 指 定 番 号
訪問介護	NPO 法人ワーカーズ一心	第１４７２４００６８６
障害福祉サービス	NPO 法人ワーカーズ一心	第１４１２４００２００

（3）事業所の職員体制等

職　　種	従事するサービス種類・業務	人　員
管　理　者	事業所の運営及び業務全般の管理	１名
介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	常勤３名

（4）居宅介護支援の実施概要

事項	備考
課題分析およびモニタリングの実施方法	厚生労働省が定める課題分析標準項目に準じたアセスメントシートを使用して課題分析を行います。その後、少なくとも月１回はご利用者の居宅を訪問し、ご利用者と面談の上サービスの利用状況、目標に向けた進行状況、生活上の変化などを確認させていただき記録します。 また、ご利用者の状態が安定しているなど、一定の要件を満たした上で、ご利用者の同意およびサービス担当者会議で主治医、担当者その他の関係者の合意が図られた場合、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことができます。その際は、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集します。なお、少なくとも２月に１回は利用者の居宅を訪問します。
研修の参加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加します。
担当者の変更	担当の介護支援専門員の変更を希望する際は対応可能です。

７．事務所開所時間

月曜日~金曜日：９時~１７時

（土・日・祝日・年末年始＜１２月２９日～１月３日＞は休業）

＊時間外も相談に応じます。

８．事故発生時の対応等

当事業所がご利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所がご利用者に対して提供した居宅介護支援により損害賠償をすべき事故が発生した場合には、損害賠償（当法人の加入する損害保険の範囲にて対応）を速やかに行います。

９．秘密の保持

１） 介護支援専門員及び事業者に所属する者は、サービス提供する上で知り得たご利用者及びご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続します。

２）利用者及びご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等においてご利用者及びご家族の個人情報を用いません。

10．虐待の防止に対する対応についての留意事項

事業者は虐待の発生又はその再発防止をするために次に掲げる措置を講じます。

１）事業所は利用者の人権擁護、虐待の未然防止や早期発見等のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催すると共に、その結果を職員に周知徹底を図ります。

２）事業所における虐待の防止のための指針を整備しています。

３）事業所において職員に対し虐待の防止のための研修を行います。

４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を選任します。

11．業務継続計画の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、ご利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次号に掲げる措置を講じます。

１）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6 月に1 回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。

２）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

３）介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

13. サービス利用料および利用者負担

１）居宅介護支援については、ケアプランの相談・作成は金額を介護保険が負担しますので、利用者に負担はありません。

２）居宅サービス記録の複写物を請求される場合、コピー１枚につき１０円の実費負担となります。

３）介護支援専門員が通常の事業の実施地域を超えて居宅介護支援を提供した場合に要した交通費は、市の境界からのキロ数に応じて利用者から頂きます。

１)境界より１キロまで	200 円
２)境界より１キロ以上１キロ増すごとに	50 円

14. サービスの利用にあたっての留意事項

１）体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又はサービス事業所の担当者へご連絡ください。

２）医療機関へ入院された場合は、医療機関の担当の方へ、担当の介護支援専門員の名前と事業所名をお伝えください。

15. 相談窓口・苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

電　話　番　号	０４６７－８４－０６５１
ＦＡＸ　番　号	０４６７－５８－７０４６
相談員（責任者）	寺井　玲子
対　応　時　間	９：００～１７：００

○ 公的機関においても、苦情申し出等ができます。

茅ヶ崎市役所福祉部介護保険課給付担当	
所 在 地	神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎１－１－１
電話番号	０４６７－８１－７１６４（直通）
対応時間	８：３０～１７：００（月～金）

神奈川県国民健康保険団体連合会（国保連）介護苦情相談課	
所 在 地	神奈川県横浜市西区楠木町２７番地
電 話 番 号	０４５－３２９－３４４７（直通）
対 応 時 間	８：３０～１７：１５（月～金）

16. 運営している法人の概要

名称	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ一心
法人所在地	〒２５３－００４５　茅ヶ崎市十間坂２丁目２番地３３号
電話番号	０４６７－５８－７０８６
代表者氏名	理事長　　添田　麻里
法人の沿革・特色	1996 年 5 月任意団体として設立。2002 年 9 月特定非営利活動法人格取得。「高齢になっても、障がいをもっていても、住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けたい・・・」という思いは多くの方と共感できると思います。「NPO 法人ワーカーズ一心」は、そんな方々の思いを支援し、地域福祉の向上を目指します。 ① 利用される方の自己決定と利用者主体のサービス、確立を目指します。 ② 誰もが安心して暮らすことが出来るまちづくりと、生活全体を据えた支援を行います。

事業・財務内容等	毎年度ごとの総会の議案書に記載されていますので、事務所で自由に閲覧できます。

年　　月　　日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

（事業者）　所在地　神奈川県茅ヶ崎市十間坂２丁目２番地３３号

事業者名　特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ一心

代表者職・氏名　理事長　添田　麻里　印

説明者職・氏名　介護支援専門員　印

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受け、同意し交付を受けました。
また、介護保険の申請代行と更新（区分変更）申請代行を依頼します。

（利用者）　住　所

氏　名　印

（代理人又は立会人）

住　所

氏　名　印